

平成 20 年度公共事業再評価対象事業調査

1 事業の概要

事業名	街路事業 深草大津線	事業所管課	建設局道路建設部 道路建設課
事業区間	自：京都市伏見区深草枯木町 至：京都市伏見区深草東伊達町	延長又は面積	延長 270m 幅員 12m
事業概要 当路線は、京都市南部の伏見区深草地域と東部の山科勸修寺地域を結び、大岩街道と呼ばれている道路であり、本町通交差点を起点にし、新奈良街道交差点を終点とする延長約 4.6km の都市計画道路である。本事業は J R 奈良線の複線化にあわせ、前後区間の道路を拡幅整備することにより、交通車両の円滑化や歩行者通行の安全確保、地域住民の生活環境の向上に資するものである。			

2 事業の必要性等に関する視点

【事業の進捗状況】

都市計画決定	昭和 14 年度	事業採択年度	昭和 62 年度	用地着手年度	昭和 63 年度
工事着手年度	平成 10 年度	完成予定年度	当初 平成 3 年度 変更 平成 19 年度		
年度	全体事業	平成 18 年度以前	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度以降
工事	L= 270m C= 909 百万円	L= 256m C= 879 百万円	L= 0m C= 0 百万円	L= 0m C= 0 百万円	L= 14m C= 30 百万円
用地	A= 1,019 m ² C= 884 百万円	A= 1,008 m ² C= 879 百万円	A= 0 m ² C= 0 百万円	A= 0 m ² C= 0 百万円	A= 11 m ² C= 5 百万円
その他	測量，設計委託 C= 87 百万円	測量，設計委託 C= 87 百万円	C= 0 百万円	C= 0 百万円	C= 0 百万円
計	C= 1,880 百万円	C= 1,845 百万円	C= 0 百万円	C= 0 百万円	C= 35 百万円
進捗率 (累積)		98%	98%	98%	100%
事業の進捗状況 平成元年度～ 用地買収 平成 10～14 年度 JR 奈良線との交差点における工事（完了済） 平成 17 年度 境界についての地権者間係争が和解 平成 19 年度 引き続き用地買収					
当初計画に比べて事業が遅れた理由 一部区間における用地取得及び建物補償について、権利者との協議に期間を要したため。					

【事業を巡る社会経済情勢等の変化】

平成 9 年 3 月に本事業区間の近隣において J R 藤森駅が開業した。 平成 9 年 11 月に本事業区間の近隣において深草総合庁舎が移転した。 平成 13 年 3 月に J R 奈良線が複線化した。
--

【上位計画から見た事業の有効性】

京都市基本計画		事業ごとの上位計画	具体的な効果等
大項目	小項目		
☐ 安らぎのあるくらし ☒ 華やぎのあるまち ☐ 市民との厚い信頼関係の構築をめざして	市民のくらしとまちを支える基盤づくり	京都都市計画 〔京都国際文化観光 都市建設計画〕	交通車両の円滑化や歩行者通行の安全確保、地域住民の生活環境の向上など

【指標による評価】

客観的評価指標	評価結果	
事業採択についての条件を確認するための指標	事業の投資効果 (費用便益分析)	B / C = 2 . 5
	事業の要件	指標該当状況：(有)・無
事業の効果や必要性を評価するための指標	評価軸に対する該当状況： 3 / 5	

3 事業の進捗の見込みの視点

【事業の実施のめど、進捗の見通し等】

J R 奈良線立体交差部の拡幅工事及びその前後の道路拡幅工事について、平成 14 年度に一旦工事が完了し、大半の区間の整備を終えた。その後残る区間について、用地境界確定及び用地買収を進めてきたが、残る地権者の用地境界確定が難航しているため、本事業の進展は見込めない状況となっている。
--

4 対応方針案

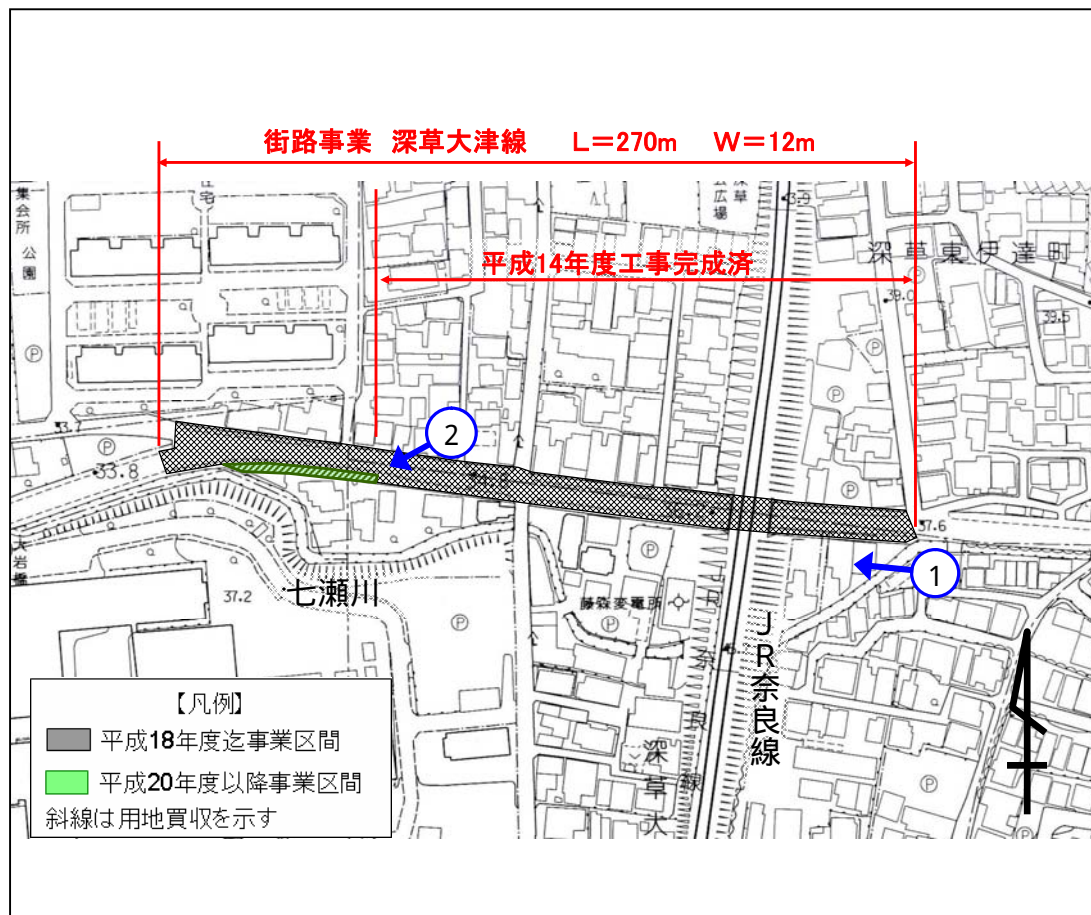
対応方針	継続，中止，(休止)
理 由	本路線については、平成 14 年度に JR 奈良線立体交差部及びその前後の道路の整備工事が完了し、一部の区間を残して供用開始している。未整備区間においても、幅員 3.0m の車道幅員（本事業区間の標準道路幅員）を確保し、歩道についても完成幅員には足りないが連続した歩道空間を確保していることから、一定の安全性が保たれた状態で現在まで一般交通の用に供している。 未買収地については、道路予定地の反対側の用地境界（七瀬川との河川境界）に関して長期にわたり合意が得られないために用地確定ができず、また、広大地扱いによる部分分筆も認められないため、分筆作業もできない状況にある。 このため、将来的には、七瀬川の改修事業や深草大津線の次の工区の整備事業も予定されていることから、七瀬川の用地境界の確定作業を先行することが、今後の事業を展開する上でより良いと判断できるため、道路事業としては、一旦休止するものである。

事業名：街路事業 深草大津線

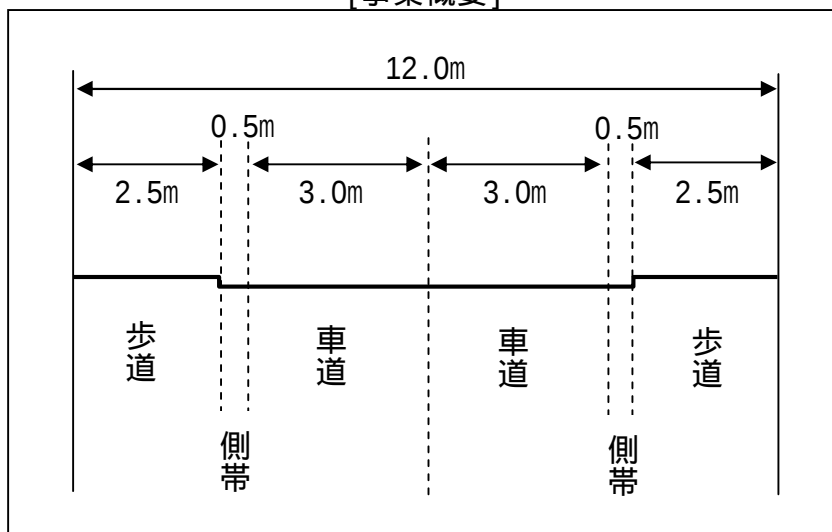
[箇所図]



[模式図]



[事業概要]



[写真]

【写真】



【写真】



客観的評価指標（街路事業）

【事業の要件】

環境・景観への 配慮事項	特になし
市民と行政の パートナーシップ	これまで実施した深草大津線の工事においては、バンパータンクやアローマークを設置するなど、地元協議において提起された安全対策等について、その意見、要望も参考にして施工を行った。

【事業の必要性】

	評価項目	評価指標	該当 状況
誰もが安心して暮らせるまちづくり	環境への負担の少ない持続可能なまちをつくる	■対象道路の整備により自動車からのCO2排出量が削減される （対象道路の整備により削減される自動車からのCO2排出量 削減量：52 t/年（整備前：759 t/年→整備後：707 t/年） ■現道等における自動車からのNO2排出量が削減される （並行区間等における自動車からのNO2排出削減率 削減量：0.37 t/年（整備前：3.03 t/年→整備後：2.66 t/年） ■現道等における自動車からのSPM排出量が削減される （並行区間等における自動車からのSPM排出削減率 削減量：0.04 t/年（整備前：0.29 t/年→整備後：0.25 t/年） □現道等で騒音レベルが夜間要請限度を超過している区間について、新たに要請限度を下回ることが期待される区間がある	3 / 4
	災害に強く日々のくらしの場を安全にする	□近隣市へのルートが1つしかなく、災害による1～2箇所の道路寸断で孤立化する集落を解消する ■対象区間が、府地域防災計画、緊急輸送道路ネットワーク計画又は地震対策緊急整備事業計画に位置づけがある、又は地震防災緊急事業五ヶ年計画に位置づけのある路線（以下「緊急輸送道路」という）として位置づけあり □緊急輸送道路が通行止になった場合に大幅な迂回を強いられる区間の代替路線を形成する □現道等の防災点検又は震災点検要対策箇所もしくは架替の必要のある老朽橋梁における通行規制等が解消される □現道等の事前通行規制区間、特殊通行規制区間又は冬期交通障害区間を解消する □避難路へ1km以内で到達できる地区が新たに増加する □幅員6m以上の道路がないため消火活動が出来ない地区が解消する ■密集市街地における事業で火災時の延焼遮断帯の役割を果たす □地震等の災害時に避難地として活用できる	2 / 9

	評価項目	評価指標	該当状況
魅力あふれるまちづくり	日常生活における身近な安全や安心を確保する	☐ 自転車交通量が500台/日以上、自動車交通量が1,000台/12h以上、歩行者交通量が500人/日以上に該当する区間において、自転車利用空間を整備することにより、当該区間の歩行者・自転車の通行の快適・安全性の向上が期待できる ☐ 交通バリアフリー法に基づく重点整備地区における特定経路を形成する区間が新たにバリアフリー化される ☒ 三次医療施設へのアクセス向上が見込まれる ☐ 現道等に死傷事故率が500件/億台キロ以上である区間が存する場合において、交通量の減少、歩道の設置又は線形不良区間の解消等により、当該区間の安全性の向上が期待できる ☒ 当該区間の自動車交通量が1,000台/12h以上（当該区間が通学路である場合は500台/12h以上）かつ歩行者交通量100人/日以上（当該区間が通学路である場合は学童、園児が40人/日以上）の場合、又は歩行者交通量500人/日以上の場合において、歩道が無い又は狭小な区間に歩道が設置される ☒ 照明灯が設置され夜間の安全性が向上する ☐ 歩行空間ネットワークの整備地区における整備対象路線である	3 / 7
	歩いて楽しいまちをつくる	☐ 歴史的景観を活かした道路整備や中心商店街のシンボリックな道路整備等、特色あるまちづくりに資する事業である ☐ 対象区間が電線類地中化5ヶ年計画に位置づけ有り ☐ 周辺の自然・景観との調和を保っている（地下、半地下構造、修景措置がされている道路等） ☐ 市街地又は歴史景観地区（歴史的風土特別保存区域及び重要伝統的建造物保存地区）等の幹線道路において新たに無電柱化を達成する ☐ 歴史的な街並みの破壊等につながらないもしくは歴史的な街並みを創り出す ☐ 景観となりうる道路構造物である（構造美を有する橋梁等） ☐ 文化財に対して影響がない（埋蔵文化財調査等が実施済み）	—
	美しいまちをつくる	☐ 対象区間に街路樹が設けられる	—
活力あふれるまちづくり	産業連関都市として独自の産業システムをもつ（中心市街地の活性化）	☐ 都市再生プロジェクトを支援する事業である ☐ 市街地再開発、区画整理等の沿道まちづくりとの連携あり ☒ 交通状況の改善等、都心部及び既成市街地の活性化に大きく寄与する ☐ 中心市街地内で行う事業である ☐ 中心市街地へ至る道路であり、現道もしくは並行する道路の混雑度が1.0以上	1 / 5
	魅力ある観光を創造する	☐ 観光地・レクリエーション基地と交通拠点間とのアクセスを向上させる ☐ 主要観光地間相互の到達時間の短縮に寄与する	—
	大学の集積・交流が新たな活力を生み出す	☐ 既存の大学・学術研究機関等へのアクセスを向上させる ☐ 大学施設の整備拡充地へのアクセスを支援する	—

評価軸	評価項目	評価指標	該当状況
市民のへらしてまちを支える基盤づくり	個性と魅力あるまちづくり	《開発支援》 ☐ 対象区間が現在連絡道路がない住宅地開発(300 戸以上又は16ha 以上、大都市においては100 戸以上又は5ha 以上)への連絡道路となる ☐ 当該路線が隣接した市役所・区役所間を最短時間で連絡する路線を構成する ☐ 現道等における交通不能区間を解消する ■ 現道等における大型車のすれ違い困難区間を解消する ■ 市役所・区役所へのアクセス向上が見込まれる ☐ 拠点開発プロジェクト、地域連携プロジェクト、大規模イベントを支援する ☐ 特別立法に基づく事業である ☐ 新規整備の公共公益施設へ直結する道路となる ☐ 計画の各プロセスにおいて関係する地域住民と情報を共有している	2 / 9
	多様な都市活動を支える交通基盤づくり	《幹線交通アクセス向上》 ☐ 鉄道駅周辺へのアクセス利便を図れる(新幹線駅もしくは特急停車駅へのアクセス向上が見込まれる) ☐ 第一種空港、第二種空港、第三種空港もしくは共用飛行場へのアクセス向上が見込まれる ☐ 重要港湾もしくは特定重要港湾へのアクセス向上が見込まれる ☐ 農林水産業を主体とする地域において農林水産品の流通の利便性向上が見込まれる ■ 総重量 25t の車両もしくは ISO 規格背高海上コンテナ輸送車に対応する ☐ 広域道路整備基本計画に位置づけのある環状道路を形成する ☐ 地域高規格道路の位置づけあり ☐ 京都高速道路、第二京阪道路等の広域幹線と連携したアクセス向上につながる 《交通混雑の解消》 ☐ 幹線都市計画道路網密度が 1.5km/km² 以下である市街地内での事業である ■ DID 区域内の都市計画道路整備であり、市街地の都市計画道路網密度が向上する ☐ 現道等の年間渋滞損失時間(人・時間)が削減される。 (並行区間等の年間渋滞損失時間(人・時間)及び削減率) 渋滞損失時間：_____人・時間/年、削減率：____% ☐ 現道等における混雑時旅行速度が20km/h 未満である区間の旅行速度の改善が期待される ☐ 現道又は並行区間等における踏切交通遮断量が 10,000 台時/日以上踏切道の除却もしくは交通改善が期待される ■ 道路の整備に関するプログラム又は都市計画道路整備プログラムに位置づけられている 《公共交通の充実》 ☐ 現道等に、当該路線の整備により利便性の向上が期待できるバス路線が存在する	3 / 15
	市民の知恵と創造性を生かした政策を形成する	☐ 審議会、委員会を通じ地元意見を反映させ事業を進めている ☐ 計画段階から市民参加により事業を進めている	—

■費用便益分析結果総括表

【事業名】

事業名	街路事業 深草大津線
事業所管課	建設局道路建設部道路建設課

1. 算出条件

基準年次	2008 年
供用年度	2007 年
便益算出手法 (概要)	費用便益分析マニュアル (平成15年8月)

2. 費用

	事業費	維持管理費	合 計
単純合計(税込み)	19	0.65	20
(税抜き)	18	0.62	19
基準年における 現在価値(C) ^{※1}	30	0.33	30

(単位:億円)

※1: 検討期間(40年)の事業費+維持管理費(税抜き)に対する基準年における現在価値

3. 便益額

検討期間の総便益	142
基準年における 現在価値(B) ^{※2}	75

(単位:億円)

※2: 検討期間(40年)の総便益額に対する基準年における現在価値(注: 河川事業は検討期間50年間)

4. 費用便益分析比

B/C	2.5
-----	-----